

# みやぎ環境交付金事業Q & A

宮城県環境生活部環境政策課

令和3年2月策定  
(令和3年9月改定)

# 目次

1 基本的事項 .....	4
Q. 1 みやぎ環境交付金事業とは何か。 .....	4
Q. 2 どのような事業が対象となるのか。 .....	4
Q. 3 対象外となる事業はどのようなものがあるか。 .....	4
2 共通事項 .....	5
(1) 経費・事業期間等 .....	5
Q. 4 対象外とする経費はどのようなものか。 .....	5
Q. 5 国や県の補助事業の自己負担（市町村負担）額として交付金を活用してもよいか。 .....	5
Q. 6 過去に交付金を活用して設置した旧型のLED照明を、消費電力の少ない新型のLED照明へ更新するといった事業は、交付金事業の対象となり得るのか。 .....	5
Q. 7 複数の市町村や関係団体で構成される協議会等への補助事業は対象となり得るのか。 .....	6
Q. 8 事務手続きに関する年間のスケジュールはどのようになっているのか。 .....	6
Q. 9 消費税仕入控除への対応はどのように行えばよいか。 .....	7
(2) 事業計画 .....	7
Q. 10 事業計画を検討する上での大きな視点は何か。 .....	7
Q. 11 事業の実施期限はいつまでなのか。（実績報告書の提出期限） .....	7
Q. 12 事業実施計画書の中で、事業効果として「二酸化炭素の削減効果」、「経済波及効果」、「雇用創出効果」の記載があるが、これらはどのように算出方法するのか。 .....	8
Q. 13 「みやぎ環境交付金事業」と、県が「みやぎ環境税」を活用して実施する事業とを併用する場合、二酸化炭素の削減効果はどのように取り扱われるのか。 .....	8
Q. 14 防犯灯等における点灯時間の考え方はどのようにすればよいか。 .....	8
Q. 15 経済波及効果算出の際、「37部門別の入力」に総事業費を入力してよいか。 .....	9
(3) 事業着手 .....	9
Q. 16 事業はいつから着手することができるのか。 .....	9
Q. 17 事業着手日はどの時点をつえるのか。 .....	9
Q. 18 事業着手届出書はいつまでに提出すればよいか。 .....	9
(4) 計画変更 .....	9
Q. 19 事業完了予定日が事業実施計画書に記載した日付より延びる場合、変更届は必要なのか。 .....	9
(5) 実績報告 .....	10
Q. 20 事業実績報告書はいつ提出するのか。 .....	10
Q. 21 事業完了日はどの時点をつえるのか。 .....	10
Q. 22 交付要綱第11第4項(6)に規定されている実績報告書に添付する「その他知事が必要と認める書類」とは何か。 .....	10
(6) 事業の廃止 .....	11
Q. 23 災害の発生等により、事業の継続が困難となった場合はどうすればよいか。 .....	11
(7) 事業内容の周知・広報 .....	11

Q. 24	施設等への表示や周知広報はどのように行えばよいのか。.....	11
(8)	財産管理台帳の作成方法.....	12
Q. 25	市町村で整備している既存の台帳がある場合でも、様式第 15 号の財産管理台帳を作成しなければならないのか。.....	12
3	メニュー選択型事業.....	13
(1)	事業趣旨・対象事業等.....	13
Q. 26	メニュー選択型事業とは何か。.....	13
Q. 27	どのような事業が対象となるのか。.....	13
Q. 28	複数の事業メニュー分類に係わる取組は、対象事業となり得るのか。.....	13
(2)	交付額・充当対象等.....	13
Q. 29	各市町村への交付金交付上限額はどのように決められるのか。.....	13
Q. 30	交付金の個別事業への充当割合に制限はあるのか。.....	13
Q. 31	事業期間が複数年に跨がることは可能なのか。.....	14
Q. 32	複数年度の交付金額を積み立てて事業を行うことができるのか。.....	14
(3)	事業着手.....	14
Q. 33	複数の事業を実施する場合、事業ごとに事業着手届出書（交付決定前着手届）を提出するの か。.....	14
(4)	計画変更.....	14
Q. 34	事業計画の変更は可能なのか。.....	14
Q. 35	事業計画の変更承認が不要な場合と必要な場合には、どういった事例があるのか。.....	15
Q. 36	事業着手後に他事業からの経費の流用は可能か。.....	15
Q. 37	入札の結果により請負差金が発生した場合や補助件数が計画よりも少なかった場合への対応 はどのようにすべきか。.....	16
Q. 38	事業着手後に、新たな事業を追加することは可能なのか。.....	16
(5)	実績報告.....	16
Q. 39	複数の事業を実施する場合、事業ごとに実績報告書を提出するのか。.....	16
(6)	事業メニュー分類毎の個別事業における留意点.....	16
①	公共施設等におけるCO <sub>2</sub> 削減対策.....	16
Q. 40	新築施設への太陽光発電設備やLED照明の設置は対象事業となり得るのか。.....	16
Q. 41	太陽光発電システムを設置する際、架台接地面の防水シートの交換や床面の修繕は対象経費 となり得るのか。.....	16
Q. 42	蓄電池設置は対象事業となり得るのか。.....	17
Q. 43	公共施設の照明のLED化事業等において、1年目：設計、2年目：工事といった工程で実 施する場合、1年目の設計は対象事業となり得るのか。.....	17
②	照明のLED化.....	17
Q. 44	LED街路灯の新設は対象事業となり得るのか。.....	17
③	自然・海洋環境保全.....	17
Q. 45	対象事業に「環境教育施設の本体整備、公園等の基本的施設整備は除く」とあるが、どうい	

	った事業のことを指すのか。 .....	17
Q. 46	事業例に記載されている環境教育施設の充実化はどのような取組を指すのか。また、自然・海洋環境保全に関する事業では、どのような取組が対象となり得るのか。 .....	17
④	野生鳥獣対策.....	18
Q. 47	野生鳥獣対策における対象動物をニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、クマに限定する理由は何か。 .....	18
⑥	再エネ・省エネ機器導入支援 .....	18
Q. 48	県事業で実施される太陽光発電設置補助等と同様の事業は対象事業となり得るのか。 ....	18
⑦	気候変動への適応 .....	18
Q. 49	「公共施設への熱中症指数計の設置」が事業例として挙げられているが、実質的な熱中症対策も対象事業となり得るのか。 .....	18
4	市町村提案型事業 .....	19
(1)	事業趣旨.....	19
Q. 50	市町村提案型事業とは何か。 .....	19
(2)	交付額・事業期間 .....	19
Q. 51	1事業当たりの交付上限額はいくらなのか。 .....	19
Q. 52	事業期間が複数年に跨がることは可能なのか。 .....	19
(3)	事業計画.....	19
Q. 53	事業計画を考える上での大きな視点は何か。 .....	19
Q. 54	施設整備や資機材の購入は事業対象となるのか。 .....	20
(4)	計画変更.....	20
Q. 55	事業計画の変更は可能なのか。 .....	20

## 1 基本的事項

### Q. 1 みやぎ環境交付金事業とは何か。

みやぎ環境交付金事業は「みやぎ環境税」(※)を財源とした市町村支援事業であり、市町村が実施する地域の良好な環境の保全、創造に資する事業に要する経費に対し、一定の額を交付するものです。

※ 「みやぎ環境税」は、宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくために、喫緊の環境問題に対応する施策に充当する財源として、平成23年4月から導入したものです。

### Q. 2 どのような事業が対象となるのか。

地球温暖化をはじめとした喫緊の環境課題の解決に向けた事業が対象となりますが、詳細はQ. 26, Q. 27, Q. 49等を参照願います。

### Q. 3 対象外となる事業はどのようなものがあるか。

要綱別表に以下を規定しています。

- ・ 主たる目的が宮城県環境創造基金条例第1条に規定する環境創造基金設置の趣旨に該当しない取組

【参考】宮城県環境創造基金条例（平成23年宮城県条例第17号）

第一条 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化に資する取組その他の良好な環境の保全及び創造に向けた取組の一層の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、環境創造基金(以下「基金」という。)を設置する。

- ・ 「森林環境譲与税」の使途に定められた取組
- ・ その他、知事が不相当と認めた取組

## 2 共通事項

### (1) 経費・事業期間等

**Q. 4 対象外とする経費はどのようなものか。**

要綱別表に以下を規定しています。

- ・ 土地等の購入に要する経費
- ・ 資格の取得に要する経費
- ・ 販売を目的としたものに係る経費
- ・ 参加者から参加料等の費用を徴収するものに係る経費
- ・ イベント等における食事等の提供に係る経費
- ・ 職員の給与等に要する経費
- ・ EV等導入における車両本体価格・充電設備導入費・「みやぎ環境税」活用事業の表示にかかる費用以外の経費，他に活用する助成金
- ・ 事業実施者において消費税仕入控除が発生する場合は，該当する消費税及び地方消費税
- ・ その他，知事が不相当と認めた経費

また，対象とする節区分についても，以下については限定的に認めています。

- ・ 報償費，旅費は，講師及び専門家等へ支給する謝金，旅費に限る。
- ・ 需用費，備品購入費は，事業実施に必要な物品に限る。

**Q. 5 国や県の補助事業の自己負担（市町村負担）額として交付金を活用してもよい  
か。**

みやぎ環境交付金事業としては，他の補助事業の自己負担額として交付金を活用しても差し支えないですが，活用しようとする補助事業において「他の補助事業の充当は不可」といった規定がないか確認願います。

**Q. 6 過去に交付金を活用して設置した旧型のLED照明を，消費電力の少ない新型  
のLED照明へ更新するといった事業は，交付金事業の対象となり得るのか。**

二酸化炭素排出量の削減といった事業効果が見込まれる場合は，交付金事業の対象となり得ますが，費用対効果や事業実績の透明性について十分に留意願います。

なお，財産処分の手続きを要する場合があることから，あらかじめ相談願います。

Q. 7 複数の市町村や関係団体で構成される協議会等への補助事業は対象となり得るのか。

協議会の幹事や事務局を担っている市町村が、当該協議会への補助事業を実施することも可能です。

Q. 8 事務手続きに関する年間のスケジュールはどのようになっているのか。

以下のとおり予定していますが、年度によって内容や時期が異なることがあります。

年度	月	内容（メ：メニュー選択型，提：市町村提案型）
前年度	9月	(中旬) 事業計画（案）照会（メ） (中旬) 事業提案照会（提）
	10月	(中旬) 事業計画（案）提出期限（メ） (中旬) 事業提案提出期限（提） (下旬) 事業提案審査委員会（提）
	11月	(上旬) 事業計画ヒアリング（メ） (中旬) 内定通知・事業実施計画協議（提）
	}	
	1月	(下旬) 事業実施計画協議提出通知（メ）
	2月	(中旬) 事業実施計画協議提出期限（提） (下旬) 事業実施計画協議提出期限（メ）
	3月	(下旬) 事業実施計画承認通知，交付上限額通知（メ・提） ※いずれも県議会議決後
当該年度	4月	(上旬) 交付金内示・申請書提出通知（メ・提） ※必要に応じて交付決定前着手届出提出
	5月	(上旬) 交付金交付申請書提出期限（メ・提） (下旬) 交付金交付決定（メ・提）
	6月	事業着手後，着手届出書提出（メ・提）
	}	事業完了次第，実績報告書提出（メ・提） 完了検査の実施（メ・提）
	2月	(末日) 実績報告書提出期限（メ・提）
	3月	(下旬以降) 交付金の額の確定通知，交付額支払（メ・提）

## Q. 9 消費税仕入控除への対応はどのように行えばよいのか。

消費税仕入控除とは、納税義務者が申告時に課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算され、課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回る時は、控除不足分が還付される制度です。

この場合、補助金受給を受けた経費の消費税についても控除することができるため、補助金を受けた経費に係る消費税額が事業者に滞留することになります。

みやぎ環境交付金事業は県民税の超過課税である「みやぎ環境税」を財源とした事業であることから、その活用に当たって特定の者への過剰な利益となることは認められません。

したがって、住民や事業者への補助事業を実施する場合には、補助金交付要綱に以下の旨を規定する等により対応願います。

- ① 消費税相当額を予め交付対象経費から除く。
- ② 交付決定時には消費税を対象とするが、消費税の申告により消費税仕入控除額が確定した場合は、速やかに返還することとする。

なお、市町村自らが実施する事業（事業メニュー分類①公共施設等におけるCO<sub>2</sub>削減対策など）において、対象施設管理者が企業会計等を採用しており、消費税仕入控除が発生する可能性がある場合（病院、水道事業等）は、あらかじめ消費税を対象経費から除外願います。

## （２）事業計画

### Q. 10 事業計画を検討する上での大きな視点は何か。

各市町村の地域の実情に応じた自由な事業提案を妨げないために、県では、個々のケースに対応した細かい規定は設けない方針ですが、「みやぎ環境税」の導入趣旨に照らし、以下の２つの視点到留意願います。

#### （１）最大限の事業効果を発揮する視点

事業化に当たっては、アウトカム指標として費用対効果（CO<sub>2</sub>削減効果、経済波及効果、雇用創出効果など）を念頭に置いた事業を検討願います。

#### （２）目標達成度や事業実績の透明性の視点

「みやぎ環境税」を活用した事業については、みやぎ環境交付金事業を含めて年度ごとに事業効果や実績を公表することとしています。したがって、各市町村が実施する事業においても、県民への説明責任が課されることを念頭に検討願います。

### Q. 11 事業の実施期限はいつまでなのか。（実績報告書の提出期限）

県が行う確認調査も含めて年度内に本事業を完了するため、各市町村の実績報告書提出期限を２月末としています。



**Q. 12 事業実施計画書の中で、事業効果として「二酸化炭素の削減効果」、「経済波及効果」、「雇用創出効果」の記載があるが、これらはどのように算出方法するのか。**

二酸化炭素の削減効果は、例年9月の事業照会に添付する「二酸化炭素削減量簡易算出シート」を活用し、事業実施により削減される電気の使用量や燃料の使用量を二酸化炭素削減量に換算してください。

経済波及効果、雇用創出効果については、県統計課ホームページの「経済波及効果分析ツール」を活用し、事業ごとの総合波及効果の生産額、誘発される雇用者を算出願います。なお、算出に使用する電気の二酸化炭素排出係数は毎年変化がありますので、注意願います。

**Q. 13 「みやぎ環境交付金事業」と、県が「みやぎ環境税」を活用して実施する事業とを併用する場合、二酸化炭素の削減効果はどのように取り扱われるのか。**

実施によって二酸化炭素の削減が見込まれる事業については、削減効果の実績を報告いただいておりますが、県が「みやぎ環境税」を活用して実施する事業との併用事業である場合、どちらが欠けても事業遂行が困難であることから、削減効果についても県事業・市町村事業それぞれに分割することは難しいと考えます。

このことから、補助金額による按分等を行わず、生じた削減効果は全量、県・市町村それぞれの事業効果として広報していただくこととします。

ただし、統計作業上、同一の事業効果を二重計上することは好ましくないことから、県が公表する「みやぎ環境税」活用事業全体（みやぎ環境交付金事業を含む）の事業効果では、全量を県事業の削減効果として取り扱うこととします。

（例）民間事業者の省エネ設備の導入に、県が3分の1、市町村が3分の1補助し、事業効果として10 t-CO<sub>2</sub>の削減効果が見込める場合。

○各事業実施主体による広報

県 } 事業効果を10t-CO<sub>2</sub>としてそれぞれ広報  
市町村 }

○県がまとめる統計

県 → 事業効果を10t-CO<sub>2</sub>として集計

市町村 → 事業効果を0t-CO<sub>2</sub>として集計

**Q. 14 防犯灯等における点灯時間の考え方はどのようにすればよいのか。**

街灯、防犯灯、商店街や都市公園等の屋外照明は、基本的には自動点滅装置を備えており、設定照度によって点灯・消灯するものであるため、改修対象となる照明機器の設定内容を確認して、日点灯時間を決定願います。

なお、本県における日の入・日の出時間から勘案すると10～12時間程度の日点灯時間と想定されます。

**Q. 15 経済波及効果算出の際、「37部門別の入力」に総事業費を入力してよいのか。**

報償費などが総事業費に占める割合は低いため、総事業費を入力願います。

なお、総事業費が50万円未満の事業にあつては、経済波及効果として総事業費の金額を万円単位で記載し、雇用創出効果は0人として構いません。

### (3) 事業着手

**Q. 16 事業はいつから着手することができるのか。**

交付決定を受けた後、事業着手届出書(様式第10号)を提出することで着手することができます。交付決定前から着手したい場合は、交付決定前着手届(様式第5号)を提出することで着手することができます。(年度当初からの着手も可)

**Q. 17 事業着手日はどの時点を捉えるのか。**

委託契約や請負契約により実施する事業の場合、市町村内部における事業の施行(起工)伺いをたてた日をもって事業着手日とします。

補助事業の場合は以下のとおりとします。

(1) 補助要綱未策定の場合

要綱施行日をもって事業着手日とします。4月1日以前に施行した場合は、4月1日とします。

(2) 補助要綱策定済みの場合

当年度事業の募集開始日をもって事業着手日とします。4月1日以前に開始した場合は、4月1日とします。

**Q. 18 事業着手届出書はいつまでに提出すればよいのか。**

事業着手後、2週間以内に提出願います。

### (4) 計画変更

**Q. 19 事業完了予定日が事業実施計画書に記載した日付より延びる場合、変更届は必要なのか。**

事業完了予定日が当年度の2月末日を越えなければ、変更届等の提出は必要ありません。ただし、完了日が予定日を越えることが判明した時点で、所管保健所又は環境政策課(メニュー選択型(仙台市に限る。))及び市町村提案型事業)宛てに情報提供願います。

## (5) 実績報告

### Q. 20 事業実績報告書はいつ提出するのか。

事業完了後、速やかに提出願います。提出の期限は2月末日となっているので、工事や委託業務の契約の際は、完了検査や確認調査及び支出事務のための時間も考慮して契約期間を設定願います。

事業完了については、Q. 21 を確認願います。

### Q. 21 事業完了日はどの時点を抑えるのか。

事業費の支出命令伺い（支払先や事業が複数ある場合は最終の支出命令伺い）の起案日をもって完了とします。概算払等により、各自治体の完了検査以前に支出が完了している場合は、完了検査日をもって事業完了とします。

### Q. 22 交付要綱第11第4項(6)に規定されている実績報告書に添付する「その他知事が必要と認める書類」とは何か。

以下の書類を想定していますが、事業内容に合わせ、これら以外にも必要となる場合がありますので、適宜確認願います。

- ・ 事業箇所写真  
施行前、完成時が比較できるもの（箇所数が多数の場合は一部で可。確認調査時に現地又は書類により全数の実施を確認）
- ・ 事業の起工、完了が確認できる書類  
起工伺、入札関係書類、完了届、完了検査復命書（施行完了確認書）、支出命令伺、設計・仕様図書、施行図面（位置図・平面図）
- ・ 事業収支が確認できる書類  
契約（変更契約）書、請求書・領収書（多岐にわたる場合は取りまとめた一覧表）
- ・ 補助金交付要綱関係書類 ※間接補助事業の場合  
起工伺、公表・告知書類、要綱本文
- ・ 補助金交付関係 ※間接補助事業の場合  
申請書、交付決定通知、実績報告、確認調査復命書、額確定通知、支出命令伺（件数が多い場合は一覧表とする）

## (6) 事業の廃止

**Q. 23 災害の発生等により、事業の継続が困難となった場合はどうすればよいのか。**

着手の状況によって手続きや経費の取扱いが異なることから、速やかに相談願います。

### (1) 廃止として取り扱う場合

- ・ 会場手配等が未着手であったイベントについて、災害の発生により開催を取りやめた場合

### (2) 廃止として取り扱わない場合

- ・ イベント開催に向けて講師の手配や会場予約等の手続きを進めていたが、災害の発生により中止した場合
- ・ 補助事業において、申請を募集したものの申請者がいなかった場合

## (7) 事業内容の周知・広報

**Q. 24 施設等への表示や周知広報はどのように行えばよいのか。**

以下のとおり実施願います。

### (1) 施設等への表示方法について

- ① 機械、建築物及び設備等には直接表示願います。
- ② 照明器具等は直接表示を原則としますが、東北電力株式会社やN T T東日本株式会社の所有電柱等に設置されており、直接表示が困難である場合は、広報誌やホームページ等による周知も可とします。
- ③ イベントやパンフレット等については、募集案内や資料へ表示願います。
- ④ 車両等は直接表示を原則としますが、福祉行政所管課が個人宅への訪問に用いるための車両など、直接表示が困難である場合は、取り外し可能なマグネットシート等による表示も可とします。

### (2) 周知広報について

事業内容を広報誌やホームページ等に掲載し、広く県民に周知願います。

#### ① 掲載内容

掲載内容は、前年度事業実績及び当年度事業計画とし、みやぎ環境交付金事業計画・実績概要書（様式第16号）を活用願います。

なお、事業実施前の掲載に当たっては、工事請負・委託等の公平性を確保するよう留意願います。

#### ② 掲載時期

当年度事業計画については事業計画承認後、前年度事業実績については交付金の額の確定後速やかにホームページ等へ掲載願います。

## (8) 財産管理台帳の作成方法

Q. 25 市町村で整備している既存の台帳がある場合でも、様式第 15 号の財産管理台帳を作成しなければならないのか。

財産管理台帳の作成は、以下のとおりとします。

(1) 既存の台帳が整備されている場合

様式第 15 号の記載内容が網羅されている場合は、新たに作成する必要はありません。既存台帳の摘要欄に記載することができる場合も、同様です。

(2) 照明改修など同一内容のものを多数管理する必要がある場合

様式第 15 号に基本事項を記載し、設置場所一覧や設置位置図を添付してください。様式第 15 号に記載しきれない内容は、一覧表に整理してください。

街灯 1 基ごとに台帳を作成する必要はありません。

### 3 メニュー選択型事業

#### (1) 事業趣旨・対象事業等

**Q. 26** メニュー選択型事業とは何か。

メニュー選択型事業とは、市町村が地域の環境課題解決に向けて7つの事業メニュー分類の中から選択し、実施する事業に対して支援するものです。

**【事業メニュー分類】**

- ①公共施設等におけるCO<sub>2</sub>削減対策
- ②照明のLED化
- ③自然・海洋環境保全
- ④野生鳥獣対策
- ⑤環境緑化
- ⑥再エネ・省エネ機器導入支援
- ⑦気候変動の影響への適応

**Q. 27** どのような事業が対象となるのか。

取組の主たる目的が宮城県環境創造基金条例第1条に規定する環境創造基金設置の趣旨に該当し、かつ7つのメニュー分類に該当する取組については広く対象としたいと考えており、実施を検討している取組があれば積極的に相談願います。

**Q. 28** 複数の事業メニュー分類に係わる取組は、対象事業となり得るのか。

複数の事業メニュー分類に係わる分野横断的な事業も実施が可能です。その場合、主たる目的に該当する事業メニュー分類を選択願います。

#### (2) 交付額・充当対象等

**Q. 29** 各市町村への交付金交付上限額はどのように決められるのか。

予算額2億9千万円から、250万円を基礎とする均等配分額（合計8,750万円）と、予算額から均等配分額を差し引いた額（合計2億250万円）を県内の人口比率で按分した人口比率按分額を算出し、2つの和により各市町村の交付上限額を算出しています。

**Q. 30** 交付金の個別事業への充当割合に制限はあるのか。

要綱別表で10/10以内と規定しています。

**Q. 31 事業期間が複数年に跨がることは可能なのか。**

同様の事業を複数年継続して行うことは可能ですが、事業期間を複数年とすることはできません。

**Q. 32 複数年度の交付金額を積み立てて事業を行うことができるのか。**

交付金の積立開始年度の事業計画を協議し、承認を受ければ複数年分の交付予定金額を積み立てて、積立期間の最終年度に積み立てた交付金を事業費に充て、規模の大きな事業を行うことができます。

**(3) 事業着手**

**Q. 33 複数の事業を実施する場合、事業ごとに事業着手届出書（交付決定前着手届）を提出するのか。**

各市町村で行う事業が複数ある場合にも、事業着手届出書（交付決定前着手届）は最も早く着手する事業を元に提出願います。いずれの届も1回の提出ですべての着手報告と見なします。

**(4) 計画変更**

**Q. 34 事業計画の変更は可能なのか。**

やむを得ない理由で、事業計画の内容の変更や事業に要する経費配分の変更が必要な場合、事業計画を変更することができます。その際、計画変更の時期や内容により手続きが異なりますので、いずれの場合も速やかに相談願います。

**(1) 交付決定前の場合**

変更内容を記載した事業実施計画書を添付の上、交付金交付申請（様式第6号）を提出願います。

**(2) 交付決定後の場合**

計画変更承認申請（様式第8号）を提出願います。交付金額に変更のない計画変更の場合は、審査の上、適合する内容であれば計画変更承認通知をいたします。交付金額に変更のある計画変更の場合は、審査の上、適合する内容であれば変更交付決定通知をいたします。

なお、変更内容の事業着手は、計画変更承認後となります。

**Q. 35 事業計画の変更承認が不要な場合と必要な場合には、こういった事例があるのか。**

変更承認が不要である事例は以下のとおりです。

- (1) 入札結果によって個別事業費の減額が生じる場合
- (2) 請負差金の発生等に伴って事業規模（※）が増加する場合  
※ 照明器具の設置基数，環境保全イベントの開催回数，有害鳥獣捕獲頭数など
- (3) 補助事業の応募結果によって補助件数の増減が生じる場合

以下の事例に該当する場合は、変更承認が不要である事例に該当していても変更承認が必要となります。

- (1) 個別事業を追加・廃止する場合  
※ 事業の廃止についてはQ. 23 を参照願います。
- (2) 事業規模が 20% を超えて減少する場合  
※ 補助事業の応募結果による補助件数の減少は含まれません。有害鳥獣捕獲頭数においては、事業実施者側に起因する場合に限りです。
- (3) 当初計画の施設・範囲外となる場合（照明器具を除く）
- (4) 導入設備の種類を変更する場合（照明器具の機種変更を除く）
- (5) 補助内容を変更する場合（E V 購入補助を再エネ設備設置補助に変更など）
- (6) 交付決定額を増額する場合
- (7) 1 つの事業において、経費（＝交付金充当額，以下同じ）が交付決定額の 20% を超えて減少する場合
- (8) 個別事業間の経費の流用において、流用前の 20% を超えた増減が生じる場合（Q. 36 参照）

**Q. 36 事業着手後に他事業からの経費の流用は可能か。**

可能ですが、変更承認が必要な場合があります。

- (1) 変更承認が不要な例  
A 事業 当初経費 5,000 千円 → 変更後経費 4,950 千円  
B 事業へ 50 千円流用（1% 流用）  
B 事業 当初経費 1,000 千円 → 変更後経費 1,050 千円  
A 事業から 50 千円流用（5% 流用）

この場合、事業計画どおりの取組内容で、20% を超えた事業規模の減少がなければ変更承認は不要です。



## (2) 変更承認が必要な例

A事業 当初経費 5,000 千円 → 変更後経費 4,700 千円,  
B事業へ 300 千円流用 (6%流用)

B事業 当初経費 1,000 千円 → 変更後経費 1,300 千円  
A事業から 300 千円流用 (30%流用)

この場合、事業計画どおりの取組内容で、事業規模に変更がない場合であっても、A事業からの経費流用に伴って、B事業の経費が流用前の20%を超える増額となるため、変更承認が必要となります。

**Q. 37 入札の結果により請負差金が発生した場合や補助件数が計画よりも少なかった場合への対応はどのようにすべきか。**

財源を有効に活用するために、事業計画の前倒しや他の事業への流用により、極力交付上限額を使い切るよう検討願います。

なお、その際、Q. 35 又はQ. 36 に該当する場合は、事業計画の変更承認手続が必要となりますので留意願います。

**Q. 38 事業着手後に、新たな事業を追加することは可能なのか。**

計画変更承認申請を提出し、審査の上、適合する取組と認められれば新たな事業を追加することが可能です。

なお、追加した事業の着手は、変更承認日以降から可能です。

## (5) 実績報告

**Q. 39 複数の事業を実施する場合、事業ごとに実績報告書を提出するのか。**

複数の事業を実施している場合は、すべての事業が完了した時点で提出願います。

## (6) 事業メニュー分類毎の個別事業における留意点

### ①公共施設等におけるCO<sub>2</sub>削減対策

**Q. 40 新築施設への太陽光発電設備やLED照明の設置は対象事業となり得るのか。**

対象事業となり得ます。

**Q. 41 太陽光発電システムを設置する際、架台接地面の防水シートの交換や床面の修繕は対象経費となり得るのか。**

太陽光発電システムの設置と一体的に行う場合は、対象経費になり得ます。

**Q. 42 蓄電池設置は対象事業となり得るのか。**

既に太陽光発電システムが設置されている施設、又は太陽光発電システムの設置と併せて導入する場合は対象事業となり得ます。その場合、太陽光発電システム設置の予算は別財源でも可能です。

**Q. 43 公共施設の照明のLED化事業等において、1年目：設計、2年目：工事といった工程で実施する場合、1年目の設計は対象事業となり得るのか。**

設計に基づく工事が「みやぎ環境税」の課税期間内に実施されるものに限り、対象事業となり得ます。

## ②照明のLED化

**Q. 44 LED街路灯の新設は対象事業となり得るのか。**

震災に起因した市街地の再整備等により設置が必要な場合、住民から防犯上新たな設置の要望を受けている場合など、新設する正当な理由があれば対象事業となり得ます。

## ③自然・海洋環境保全

**Q. 45 対象事業に「環境教育施設の本体整備、公園等の基本的施設整備は除く」とあるが、こういった事業のことを指すのか。**

環境教育施設の本体整備とは、施設の補修工事や机、電子機器などの備品購入等が該当します。公園等の基本的施設整備とは、公園等設置のための土地の造成工事や構造物設置、電気・水道工事等が該当します。

**Q. 46 事業例に記載されている環境教育施設の充実化はどのような取組を指すのか。また、自然・海洋環境保全に関する事業では、どのような取組が対象となり得るのか。**

環境教育施設の充実化とは、直接的に環境教育へ直接結び付く展示資料の更新や図書の購入等が該当します。

自然・海洋環境保全に関する事業は、公園内への植栽やビオトープ整備等が対象事業となり得ますが、住民が参加する取組であることが前提条件となります。

#### ④野生鳥獣対策

Q. 47 野生鳥獣対策における対象動物をニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、クマに限定する理由は何か。

県で実施する「みやぎ環境税」を活用した野生鳥獣対策事業は、農林水産業の被害対策という趣旨ではなく、生物多様性や自然生態系への影響が懸念される動物への対策という観点で事業を実施しており、みやぎ環境交付金事業においても同様の考えのもと、対象動物を鳥獣保護管理法に基づく第2種特定鳥獣管理計画を定めている動物（ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、クマ）に限定するものです。

#### ⑥再エネ・省エネ機器導入支援

Q. 48 県事業で実施される太陽光発電設置補助等と同様の事業は対象事業となり得るのか。

対象事業となり得ます。太陽光発電設備設置補助等の「みやぎ環境税」を財源とする県補助事業等との併用も可能です。

なお、他の補助事業との補助率の合計が1以上とならないよう注意願います。

#### ⑦気候変動への適応

Q. 49 「公共施設への熱中症指数計の設置」が事業例として挙げられているが、実質的な熱中症対策も対象事業となり得るのか。

対象事業となり得ます。たとえば、以下のような事業が想定されます。

- ・公共施設への冷水給水器・設備の設置
- ・公共施設へのミストファンの設置

## 4 市町村提案型事業

### (1) 事業趣旨

Q. 50 市町村提案型事業とは何か。

市町村提案型事業とは、市町村が地域の環境課題解決に向けて創意工夫して提案し、実施する事業に対して支援するものです。提案した事業について、審査委員会での審査を経て採択が決定される点が、メニュー選択型と大きく異なっています。

### (2) 交付額・事業期間

Q. 51 1事業当たりの交付上限額はいくらなのか。

1事業当たり1千万円を交付上限額としています。

Q. 52 事業期間が複数年に跨がることは可能なのか。

事業期間を複数年とすることも可能ですが、年度ごとに審査委員会の採択を受ける必要があります。

### (3) 事業計画

Q. 53 事業計画を考える上での大きな視点は何か。

提案事業は審査委員会において二酸化炭素の削減効果、先進性・モデル性、緊急性・必要性、地域の独自性、発展性・波及性及びその他普及啓発効果等の事業効果により審査されますので、各項目の内容を具体的に検討願います。

なお、事業内容によっては直接的に二酸化炭素の削減量を算出できない事業もあることから、そのような事業については二酸化炭素の削減効果を採択基準から除外し、不利にならないよう審査を行います。

また、「メニュー選択型事業の複合的な取組」、「NPO等との連携・協働による取組」、「震災復興における環境に関する取組」など、メニュー選択型事業の枠では実施出来ない取組を提案して頂く必要があります。

**Q. 54 施設整備や資機材の購入は事業対象となるのか。**

Q. 53にあるとおり，市町村提案型事業では単独のメニュー選択型事業では実施し得ない取組を採択・実施することとしております。

従いまして，単純な施設の整備・資機材購入はメニュー選択型事業で実施可能であることから，市町村提案型事業の対象とはなり得ません。同一事業により導入した施設や資機材を有効に活用し，普及啓発やNPO等との連携等より広がりのある取組の一部として必要なものであれば対象となり得ます。

**(4) 計画変更**

**Q. 55 事業計画の変更は可能なのか。**

審査委員会での審査を経て採択されるという市町村提案型事業の性質上，事業計画の変更は真にやむを得ない理由がある場合のみ可能とします。また，変更内容も本来の事業内容を大きく変えるような変更は不可とします。

変更承認の可否についてはQ. 35を準用しますが，変更の可能性が生じた時点で環境政策課宛て相談願います。